

# ○大府市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市及び大府市水道事業が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適法した履行がなされない恐れがあるか否かを確認するための調査をいう。
- (2) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定する価格をいう。
- (3) 失格基準価格 低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断して失格とする基準として設定する価格をいう。
- (4) 予定価格 入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定される価格をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格から消費税相当額を除いた価格をいう。

(対象)

第3条 低入札調査基準価格及び失格基準価格は、総合評価落札方式で発注する工事又は市長が必要と認める工事について適用する。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、入札書比較価格に10分の7.5（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、低入札調査基準価格に10分の9を乗じて得た額とする。

(入札の執行)

第6条 低入札調査基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知に低入札調査基準価格を設定している旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- 2 契約担当課は、低入札調査基準価格を設定したときは、予定価格書に低入札調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。
- 3 低入札調査基準価格は、落札決定後、速やかに公表するものとする。
- 4 契約担当課は、開札の結果、総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最大評価値入札者」という。）により低入札調査基準価格を下回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。  
（低入札価格調査）

第7条 契約担当課は、低入札が行われた場合は、最大評価値入札者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、最大評価値入札者から低入札価格調査票（別記様式。以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 調査票については、開札日の翌日から3日以内（閉庁日を除く。）に提出させるものとする。
- 3 契約担当課は、前項の規定により提出された調査票に記載された事項について、事実の確認の必要があると認めるときは、事情聴取、関係機関への照会等による確認を行うものとする。
- 4 調査票を第2項に規定する期日までに提出しない者及び前項の確認に応じない者は、失格とする。

（大府市指名資格審査委員会への付議）

第8条 大府市指名資格審査委員会は、前条の規定による確認結果等の審議を行うものとする。

（落札者の決定）

第9条 契約担当課は、前項の審議の結果、契約の履行が確保できると認めた場合は最大評価値入札者を落札者に決定するものとし、契約の履行が確保できないと認めた場合は総合評価落札方式における評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。

- 2 次順位者が低入札に該当した場合は、最大評価値入札者の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市低入札価格調査実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行う案件について適用し、同日前に公告又は指名通知をした案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。